

○射水市農林水産業功労者表彰要綱

平成19年1月1日

告示第6号

改正 平成20年9月18日告示第144号

平成26年9月30日告示第185号

(目的)

第1条 この要綱は、射水市の農業、林業又は水産業(以下「農林水産業」という。)の振興に功労のあったものを表彰することにより、農林水産業の経営の発展と技術改善への意欲の高揚を図ることを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 この表彰は、市長が定める日現在において、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。ただし、射水市表彰規則(平成18年射水市規則第40号)に基づき表彰を受けたものを除く。

(1) 個人で、次のいずれかに該当するもの

ア 農林水産業に20年以上にわたり従事し、又は農林水産業関係団体の役員として10年以上にわたり在職した者で、その功労が顕著であり、他の模範と認められるもの

イ 農林水産業の改良発展に精励し、その功労が特に顕著であり、他の模範と認められる者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、特に表彰に値すると認められる者

(2) 団体で、次のいずれかに該当するもの

ア 農林水産業の経営の近代化及び生産技術の向上に10年以上にわたり貢献し、他の模範と認められるもの

イ アに掲げるもののほか、特に表彰に値すると認められるもの

(欠格条項)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰しないものとする。

(1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)

(2) 破産者

(3) 市税の滞納がある者又は市税に関し申告期限内に申告がない者

(4) その他表彰することが適当でないと思えられる者

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、農林水産業関係団体の長が様式第1号又は様式第2号の推薦書を市長に提出して行うものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、前条の規定による推薦があったときは、その内容を審査し、被表彰者を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は市長が行い、被表彰者には表彰状を授与する。

2 表彰が決定した後に被表彰者が死亡した場合は、遺族に前項の規定に基づき表彰するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年9月18日告示第144号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年9月30日告示第185号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

射水市農林水産業功労者表彰個人推薦書

ふりがな 氏 名		生年月日等	年 月 日生 男・女( 歳)
現住所			
職 業			
主な経歴	在 職 期 間	職 名	
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
功績内容			
主な表彰歴	受賞年月日	表 彰 名	

射水市農林水産業功労者表彰要綱に基づき、上記のとおり推薦します。

年 月 日

推薦団体  
住 所  
団体名  
代表者



射水市長

様式第2号(第4条関係)

農林水産業功労者表彰団体推薦書

ふりがな 名 称		代表者職 氏 名	
所 在 地		設立年月日	
構成人員		年間予算額	
沿 革			
事業内容			
功績内容			
主な表彰歴	受賞年月日	表 彰 名	

射水市農林水産業功労者表彰要綱に基づき、上記のとおり推薦します。

年 月 日

推薦団体  
住 所  
団体名  
代表者

①

射水市長